

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 桜川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	93.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.9	%
全職員	81.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.1	%
本庁課長相当職	98.2	%
本庁課長補佐相当職	100.0	%
本庁係長相当職	98.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	88.8	%
31～35年	88.9	%
26～30年	92.0	%
21～25年	96.7	%
16～20年	88.6	%
11～15年	89.0	%
6～10年	97.3	%
1～5年	92.7	%

【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員は、再任用職員及び任期付職員以外の正規職員を指します。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を指します。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。